

## 議案参考資料（その2）

- 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」の改正概要（第100号議案関係）……………（ 1 ）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第100号議案関係）……………（ 2 ）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第100号議案関係）……………（ 3 ）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第100号議案関係）……………（ 4 ）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第100号議案関係）……………（ 5 ）
- 動産の納入期限の変更について（第101号議案関係）……………（ 6 ）

「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」の改正概要（第100号議案関係）

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に重点を置いて給料表の改定（平均0.3%の増）を行う。

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

			6月期	12月期	合計
一般職	R4	期末	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）	4.40月（現行4.30月）
		勤勉	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）	
	R5 以降	期末	1.20月	1.20月	4.40月
		勤勉	1.00月	1.00月	
特別職	R4	期末	1.625月（支給済み）	1.675月（現行1.625月）	3.30月（現行3.25月）
	R5 以降	期末	1.65月	1.65月	3.30月
再任用	R4	期末	0.675月（支給済み）	0.675月（改定なし）	2.30月（現行2.25月）
		勤勉	0.45月（支給済み）	0.50月（現行0.45月）	
	R5 以降	期末	0.675月	0.675月	2.30月
		勤勉	0.475月	0.475月	

2 実施時期

(1) 月例給 令和4年4月1日

(2) 期末勤勉手当 令和4年12月期

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

動産の納入期限の変更について（第101号議案関係）

- 1  買  入  れ  る  動  産     消  防  ポ  ン  プ  自  動  車
- 2  買  入  れ  の  方  法     指  名  競  争  入  札
- 3  買  入  れ  金  額     2  1,  9  4  5,  0  0  0  円
- 4  買  入  れ  の  相  手  方     大  村  市  大  川  田  町  1  0  0  1  番  地  2  
                              株  式  会  社  ユ  タ  カ  防  災  サ  ー  ビ  ス  大  村  支  店  
                              支  店  長   丸  山   昌  継
- 5  納  入  期  限     変  更  前   令  和  5  年  2  月  2  8  日  
                              変  更  後   令  和  5  年  9  月  3  0  日
- 6  変  更  理  由     消  防  ポ  ン  プ  自  動  車  に  使  用  す  る  車  両  の  納  期  遅  延  に  よ  り、  期  限  内  
                              で  の  納  入  が  困  難  と  な  っ  た  た  め。